

○共生社会の周知度

・若者（20代）

26.7%〔19年〕 → 50%〔24年〕

※直近の実績の数値を矢印の左側に記載している。以下同じ。

○精神障害、知的障害、発達障害等に係る一層の理解促進

国民の障害及び障害者に対する理解を引き続き促進する。とりわけ、

国民の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害等に

ついては、その障害の特性や必要な配慮等に関し、国民の理解と協力

が得られるよう一層の啓発・広報を推進する。

また、地域社会における障害者への理解を促進するため、福祉施設、

教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図る。

○障害者権利条約及び障害者関連法令の周知

我が国が署名し、今後締結を目指している「障害者の権利に関する

条約」への関心を高めるため、同条約の国民への周知を図る。

また、国民の障害者に対する理解を促進し、障害者の人権の確保等

を図るため、同条約等に係る関連法令を含む障害者関連法令の国民へ

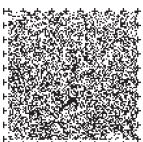
の周知を図る。

○障害者の利活用への配慮等に係る啓発・広報の充実

障害者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等

に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用に必要な配慮等につ

いて周知を図る。



とく しょうがいしゃようちゅうしゃ ふてきせつ りよう ぼうし
特に、障害者用駐車スペースにおける不適切な利用を防止するな
ど、当該駐車スペースを必要とする障害者等が円滑に利用できるよ
うにするため、当該駐車スペース及びいわゆる国際シンボルマーク
の趣旨の周知や、分かりやすい表示の普及等を図る。
しょうがいしゃだんたいとう さくせい かくしゅしょうがい たいしょう けいはつ しゅうちとう
障害者団体等が作成する各種障害を対象とした啓発、周知等のた
めのマークについて、国民への情報提供を行い、その周知を図る。

○多様な媒体を活用した啓発・広報の推進

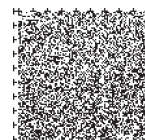
たよう ばいたい かつよう けいはつ こうほう すいしん
インターネットの活用等、創意工夫のある広報媒体・広報手段を活
用した効率的・効果的な啓発・広報を推進する。

○関係機関の連携・協力による啓発・広報の推進

かんけいき かん れんけい きょうりよく けいはつ こうほう すいしん
企業及び民間団体との連携、マスメディアの協力による啓発・広報
を推進するとともに、人権擁護、福祉、労働、教育等の各行政分野の
れんけい はばひろ けいはつ こうほう すいしん
連携による幅広い啓発・広報を推進する。

○「心のバリアフリー」の推進

か すいしん かん とりくみ ひょうしょう とりくみ ひろ ふ
バリアフリー化の推進に関する取組を表彰し、その取組を広く普
きゅう とう しょうがいしゃ じりつ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
及させること等により、障害者が自立した日常生活及び社会生活を
かくほ じゅうようせい こくみん りかい ふか だれ しょうがいしゃとう
確保することの重要性について国民の理解を深め、誰もが障害者等に
しぜん てだす こころ すいしん
自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進する。



②福祉教育等の推進

○相互理解の促進

しょうがい ようじ じどうせいと しょうがい ようじ じどうせいと そうごりかい
障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解

ふか かつどう いっそうそくしん
を深めるための活動を一層促進する。

○障害者を理解するための教育の推進

しょうがいしゃ りかい きょういく すいしん
小・中学校等の特別活動等において、障害者に対する理解と認識を

ふか しどう すいしん
深めるための指導を推進する。

③公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

○行政機関、企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進

ぎょうせい きかん きぎょうとう しょくいん たい しょうがいしゃ りかい いっそう そくしん
行政機関、企業等の職員に対し、障害者への配慮マニュアルの活用、

かくしゅけんしゅう じっしどう しょうがい とくせい ひつよう はいりょとう かん しゅうち はか
各種研修の実施等により、障害の特性や必要な配慮等に関し周知を図

り、その一層の理解と協力を促進する。

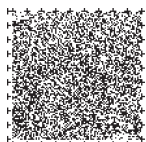
④ボランティア活動の推進

○ボランティア活動及び企業等の社会貢献活動の理解促進

じどうせいと ちいきじゅうみんとう かつどう りかい ひ つづ そくしん
児童生徒、地域住民等のボランティア活動への理解を引き続き促進

するとともに、企業やその職員等の社会貢献活動の充実を図るため、

とりくみ じれい しょうかいとう いっそう りかい きょうりやく そくしん
取組事例の紹介等により、その一層の理解と協力を促進する。



2 生活支援

○基本方針

利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制を確立する。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護を図り、地域生活を支援するための技術開発を促進する。

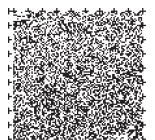
①利用者本位の生活支援体制の整備

○利用者の立場に立ったサービス体系の実現と事業者の経営基盤の強化

障害者自立支援法の施行状況等を踏まえ、その抜本的な見直しの検討を進めるとともに、利用者負担の見直しと事業者の経営基盤の強化に取り組む。

○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援(ピアカウンセリング)、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築する。



イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。

（数値目標・達成期間）

○地域自立支援協議会の設置市町村数

700市町村〔19年〕→全市町村〔24年〕

○乳幼児期における障害児への支援

乳幼児期における障害児への支援について、障害児施設等による療育や家族への支援を行うとともに、保育所や幼稚園等においても、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう対応することが子どもの発育にとって重要であるので、障害児を受け入れている保育所や幼稚園等に対し、専門性を持った障害児施設等から巡回支援を実施するなど、環境を整備する。

○成年後見制度の利用促進等による権利擁護

パンフレットの作成・配布やホームページによる情報提供等により、引き続き、成年後見制度の利用方法等の一層の周知を図るとともに、成年後見制度等の利用を支援する。

